仕事や生活にお困りの方は
「福岡市生活自立支援センター」にご相談ください

福岡市生活自立支援センターは、福岡市にお住まいで、仕事や生活にお困りの方を対象に支援を行う、福岡市の無料相談窓口です。

「仕事が見つからない」「収入減少や失業で家賃が支払えない」などのお悩みを抱えている方は、まずはご相談ください。

専門の支援員があなたに寄り添いながら、「住居確保給付金(※)」や「就労支援」、「家計相談」、その他の制度などを組み合わせながら支援します。

※ 住居確保給付金とは・・・

・離職などにより、家賃の支払いが難しい方、または住宅を失うおそれのある方に対し、求職活動などを条件に一定期間、「家賃相当分」の給付金を支給します。

・収入が著しく減少し、家計改善のために転居が必要な場合に、「転居費用」を支給します。

世帯員数	収入基準額
1人	基準額　9.2万円＋家賃額（上限3.6万円）
2人	基準額 13.9万円＋家賃額（上限4.3万円）
3人	基準額 17.2万円＋家賃額（上限4.7万円）
4人	基準額 21.4万円＋家賃額（上限4.7万円）

※いずれも収入基準などの要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

福岡市ホームページ

【お問い合わせ先】

福岡市生活自立支援センター	TEL：0120-17-3456	FAX：092-732-1190
福岡市生活自立支援センター分室		
東区分室（東区役所別館３階）	TEL：0120-53-3456	FAX：092-260-6846
博多区分室（博多区役所７階）	TEL：0120-54-3456	FAX：092-402-2769
中央区分室（中央区役所２階）	TEL：0120-58-3456	FAX：092-718-1143
南区分室（南区保健福祉センター１階）	TEL：0120-63-3456	FAX：092-559-5139
城南区分室（城南区役所１階）	TEL：0120-64-3456	FAX：092-833-4098
早良区分室（早良区役所２階）	TEL：0120-74-3456	FAX：092-841-2136
西区分室（西区役所別館２階）	TEL：0120-97-3456	FAX：092-895-7058

※ 上記の電話番号は、市営住宅の入居申し込みの電話番号ではありません。

※ 福岡市生活自立支援センターでは、金銭貸付は行っておりません。

Fukuoka Flower Show 2027 開催

日程：令和９年(2027年)
４月３日(土)～４月７日(水)
場所：福岡市植物園(福岡市中央区小笹5-1-1)

詳細はこちらから

FUKUOKA FLOWER SHOW 2027

令和８年度(2026年度)第３回 福岡市営住宅 入居者募集案内書

11月

抽選方式

申込受付期間	令和8年11月4日(水)～11月13日(金)

子育て世帯の皆様へ

○新年度までに入居をお考えの方は今回(11月)のお申込みを！

○子育て世帯向住宅を100戸募集！

39～46ページへ

■募集住宅の詳細をホームページに掲載しています。

・今回募集している住宅の棟番号、部屋番号

・募集住宅の代表的な間取りや室内写真

募集住宅一覧表はこちらから

便利！

■スマホから簡単申込み！

ホームページから期間中24時間申込みできます。

57ページへ

【今後の募集予定について(抽選方式)】

募集月	案内書配布・申込受付期間	市政だより掲載号
２月	令和９年２月３日(水)～２月12日(金)	令和９年２月１日号
５月	令和９年５月６日(木)～５月14日(金)	令和９年５月１日号
８月	令和９年８月４日(水)～８月13日(金)	令和９年８月１日号

○年に４回（５月、８月、11月、２月）募集します。　○募集時期になりましたら、「市政だより」でお知らせします。

○募集対象の住宅、戸数などは募集の都度決定します。　※災害などにより一時的に住宅が必要な方はご相談ください。

お問い合わせ先　市営住宅センター　募集係
(福岡市住宅供給公社)

〒812-0025 福岡市博多区店屋町 4-1 福岡市住宅供給公社１階

☎092-271-2561 FAX 092-272-5030

窓口受付時間：9時00分から17時00分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

※申込受付期間は窓口が大変混雑しますので、お電話でお問い合わせください。

1. 募集案内書の見方 必ずお読みください

必ずお読みください

申込みに際しては、下記の順序に従って募集案内書をよく読んで申し込みください。

申込みから入居までの流れなどを確認してください		掲載ページ
① 申込みをするみなさまへ		2
② 申込みから入居までの流れ		3〜6

申込資格・収入基準・抽選優遇制度を確認してください		掲載ページ
③ 申込資格･収入基準	申込みが可能な方の条件を記載しておりますので、確認してください。	7〜17
④ 抽選優遇制度	抽選番号を多く割り振る「抽選優遇制度」について記載しておりますので、確認してください。	18〜19

世帯区分を確認してください　掲載ページ：21〜25

⑤ **2人以上で申し込む場合の要件**

2人以上で申し込む場合に、上記③「申込資格」に加えて必要となる要件を世帯ごとに記載しております。各世帯の募集住宅と合わせて確認してください。

2人以上

住宅種別	世帯区分		掲載ページ
一般住宅	一般世帯		21
	抽選優遇世帯	ひとり親世帯	21〜22
		高齢者世帯	
		子育て（乳幼児）世帯	
		心身障がい者世帯	
		犯罪・DV 被害者世帯	

特定の世帯向けに上記と「別枠」で募集

別枠募集住宅			
一般住宅	子育て（中学生以下）世帯		23
	若年夫婦世帯		
	[期限付き入居]子育て（中学生以下）世帯		24
高齢者・身体障がい者仕様住宅	高齢者・身体障がい者世帯		
車椅子仕様住宅	車椅子使用者世帯		25

⑥ **1人(単身)で申し込む場合の要件**　掲載ページ：26〜27

単身で申し込む場合に、上記③「申込資格」に加えて必要となる要件を世帯ごとに記載しております。各世帯の募集住宅と合わせて確認してください。

1人(単身)

住宅種別	世帯区分	掲載ページ
一般住宅	単身者世帯	27
高齢者・身体障がい者仕様住宅	高齢単身者・身体障がい単身者世帯	26
車椅子仕様住宅	車椅子使用者世帯	26

⑦ **特別募集住宅について**　28ページの注意事項をよく読んで、申し込みください。　掲載ページ：28

申込みについての注意事項などを確認してください		掲載ページ
⑧ 申込みについての注意点	申込みについての注意事項や失格事項、抽選後の取り扱い、仮当選後の辞退に関すること、補欠者への住宅斡旋制度について記載しておりますので、確認してください。	29〜30

募集住宅一覧表からご希望の住宅を選んでください		掲載ページ
⑨ 申込住宅の選択	各世帯別の募集住宅一覧表の中から、申し込みたい住宅を１つだけ選んでください。	31〜56

申込書に記入してください		掲載ページ
⑩ 申込書に記入	申し込みたい住宅の抽選コードや住所、氏名などを別紙の「申込書の記入方法」を参考にしながら記入してください。	別紙

お申込みの際、別紙の「申込書の記入方法」をよく読んで記入してください。

2. 申込みをするみなさまへ

市営住宅は市民共有の**財産**です。

必ずお読みください

市営住宅は公営住宅法・市営住宅条例等に基づいて、建設・管理している住宅です。市民の方々が納められた税金が、その建設・管理のために使われています。
また、住宅にお困りの方々のために、一般的な民間賃貸住宅よりも安く家賃が設定されています。

共同住宅の**ルール**を守る義務があります。

○ペットの飼育・騒音・不法駐車などで、他人に迷惑をかけてはいけません。
○市営住宅は、原則として事業用など住宅以外の用途に使用できません。
その他、法令・条例等で定められているルールを守っていただきます。



ペットは禁止です

家賃以外に**共益費**の支払いが必要です。

外灯・階段灯・エレベーターなどの電気代や共用水洗の水道代などの入居者が共同で使用する費用は、家賃以外に共益費として入居者全員で負担していただきます。
共益費については、入居者によって構成されている管理組合（自治会など）が徴収し電力会社などに支払っていただいています。
入居後は、必ず管理組合（自治会など）へ共益費をお支払いください。
また、共同生活の中では、良好な地域コミュニティをつくることも大切です。自治会活動への参加やご協力もお願いします。

募集案内書を必ずよく読んで申し込みください。
募集住宅一覧表だけでなく、申込資格や申込みについての注意点などもご覧ください。
※申込内容に不備があった場合、失格となることがあります。

目次

申込資格要件等案内

1. 募集案内書の見方 …… 1
2. 申込みをするみなさまへ …… 2
3. 申込みから入居までの流れ …… 3
4. 申込資格 …… 7
5. 収入基準 …… 9
6. 抽選優遇制度 …… 18
7. 申込世帯区分等一覧表 …… 20
8. 2人以上で申し込む場合の要件 …… 21
9. 1人(単身)で申し込む場合の要件 …… 26
10. 特別募集住宅について …… 28
11. 申込みについての注意点など …… 29

募集住宅一覧表

12. 今回の募集内容 …… 32
13. 2人以上で入居の募集住宅一覧表 …… 33
14. 1人(単身)･2人以上で入居の募集住宅一覧表 49
15. 1人(単身)で入居の募集住宅一覧表 … 51
16. 特別募集住宅一覧表 …… 55

以下　お知らせ等

17. インターネットによる入居申込みについて 57
18. 関係先住所・地図 …… 58

3. 申込みから入居までの流れ

1. 募集案内書（この冊子）を手に入れる

配布場所

○市営住宅センター（福岡市住宅供給公社）
○福岡市役所　情報プラザ
○各区役所情報コーナー
○入部出張所
○西部出張所
○なみきスクエア（東区千早）


福岡市役所　情報プラザ


市営住宅センター（福岡市住宅供給公社）

2. 申込受付

方法　**募集申込書を郵送（所定の封筒で郵送してください）または、インターネットでの申込み**

期間　【郵送】令和８年 11 月４日（水）から 11 月 13 日（金）まで（11 月 13 日の消印まで有効）
【インターネット】令和８年 11 月４日（水）9:00 から 11 月 13 日（金）23:59 まで

申込みは福岡市住宅供給公社のホームページから
福岡市住宅供給公社　検索　クリック
http://www.nicety.or.jp

57 ページへ

注意点

(1) **募集申込書の郵送時は、所定の封筒に入れ、50g までは 140 円 51g～100g までは 180 円の切手を貼って郵送してください。 切手の貼り忘れ、料金不足の場合は、申込受付できません。**



(2) **29・30 ページの申込みについての注意点をよく読んで申し込みください。**

(3) **仮当選や補欠になっても、申込資格や世帯区分、入居人数などが申込要件を満たさない場合は、仮当選資格や補欠資格が取消となる場合があります。募集案内書や別紙の「申込書の記入方法」をよく読んで申し込みください。**

相談窓口

※申込受付期間は窓口が大変混雑しますので、お電話でお問い合わせください。
【窓口・電話の混雑が予想される日】
11月４日（水）及び11月９日（月）
【混雑する時間帯】12:00から14:00まで

１世帯につき
１住宅・１申込のみ
×複数申込
×重複申込

3. 抽選番号通知

内容　抽選番号通知書（ハガキ）を抽選会の前日までに届くように送付します。
ハガキの到着まで、しばらくお待ちください。

注意点

インターネット申込みの場合も、郵送の抽選番号通知書（ハガキ）をご確認ください。
※抽選番号のメール通知は行いません。

4. 抽選会

日時（予定）　令和８年 12 月３日（木）午前 10 時から１時間程度（予定）

場所　**早良市民センター　４階ホール**

※抽選会へ参加の必要はありません（参加の有無は当落には影響ありません）

注意点

(1) 公開抽選で行います。
(2) 抽選はパソコンを使用し、仮当選・補欠番号を決定します。
(3) 抽選会場の交通アクセスは 58 ページをご覧ください。
(4) 抽選会場に駐車場はありません。



5. 結果発表

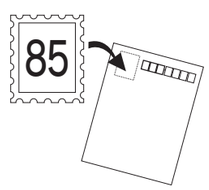
掲示場所
・市営住宅センター（福岡市住宅供給公社）　・福岡市役所 情報プラザ
・各区役所情報コーナー　・入部出張所　・西部出張所　・なみきスクエア
・福岡市住宅供給公社のホームページ

福岡市住宅供給公社　検索　クリック
http://www.nicety.or.jp

期間　令和８年12月４日（金）午前９時から12月11日（金）午後５時まで

注意点

(1) **郵送で申込む場合、抽選結果の通知を希望される方は、**申込み時に抽選結果通知書に必要事項をご記入のうえ 85 円切手を貼って申し込んでください。
なお、インターネット申込みの場合、抽選結果のメール通知、抽選結果通知書の発送は行いません。
※電話での抽選結果のお問い合わせには一切お答えできません。



(2) **仮当選者及び補欠者には後日文書にて、今後の手続きなどをお知らせします。しばらくお待ちください。**

(3) 抽選会終了後は、会場での仮当選番号表の掲示はいたしません。翌日からの区役所などでの掲示でご確認ください。

(4) 仮当選や補欠になっても、申込資格や世帯区分、入居人数などが申込要件を満たさない場合は、仮当選資格や補欠資格が取消となる場合があります。取消となる方には、抽選会後に文書でお知らせしますので、必ずご確認ください。

※確認されずに期限切れとなった場合は、仮当選や補欠は取消となります。
事情があり文書を確認できない場合は、事前にご連絡ください。

3. 申込みから入居までの流れ

3. 申込みから入居までの流れ

6. 資格審査

内容

抽選で仮当選となった方は、市営住宅の入居資格を確認するための審査を受けていただきます。
詳しい資格審査の日時・必要な書類などについては、文書でお知らせします。
※ただし、4ページ「5. 結果発表」の（4）の取消となる方は除く。

日時

○令和８年12月15日(火)～12月21日(月)
(午前９時～午後７時 昼休み(12:00～13:00)、日曜日を除く ※土曜日は午後５時まで)
なお、以下は予約制です。来社の前日までにご連絡ください。
・令和８年12月15日(火)～12月21日(月)(平日)午後５時～午後７時
・令和８年12月19日(土)午前９時～午後５時

	12月15日（火）	12月16日（水）	12月17日（木）	12月18日（金）	12月19日（土）	12月20日（日）	12月21日（月）
9:00～12:00	○	○	○	○	要予約	×	○
13:00～17:00	○	○	○	○	要予約	×	○
17:00～19:00	要予約	要予約	要予約	要予約	×	×	要予約

場所

○市営住宅センター　３階講堂(予定)

必要な書類（基本的な例）

○親族関係及び居住地確認のための、「世帯主との続柄」が載った世帯全員の住民票および戸籍全部事項証明書（外国人は記載事項を省略していない住民票）

○持家有無の確認のため、現在住んでいるところの賃貸借契約書

○18 歳以上の方は、市(区)町村長が発行する最新の所得証明書等

○その他、申込資格を確認するために必要と思われる書類
※マイナンバー（個人番号）の記載がある書類については取扱いできません。
※公的証明書は、発行から３ヶ月以内のものに限ります。

注意点

○収入状況などについては、資格審査時に確認します。収入超過であることが確認された場合は失格となります。

○12 月 21 日(月)までに資格審査を受けなかった方は失格となります。

○資格審査実施以降に、収入状況などが変更になった場合は、速やかにご連絡ください。

○資格審査の結果、市営住宅に入居する資格のないことが判明した場合や申込要件などを満たさない場合は失格となります。

7. 住宅紹介

時期

住宅は修繕が終わり次第、当選順位に従って、順次紹介します。（１月中旬～２月頃）

内容

(1) 空き家住宅は、入居予定の部屋番号をお知らせし、実際に部屋の下見をしてもらいます。
市営住宅は、住むために最低限必要な修繕以外は行いません。
(2) 契約に関する書類は、住宅を紹介する時にお渡しします。

注意点

修繕状況等により、住宅の紹介が遅れたり、住宅が変更になることがあります。
棟や階数の指定はできません。
※駐車場のご契約を希望される人は、住宅を紹介する時にお申し出ください。契約可能車両などにつきましては 29 ページ「申込みについての注意点」をご参照ください。
29 ページへ

8. 契約

内容

契約に関する書類がすべてそろった方と契約します。同時に住宅の鍵をお渡ししますので、管理義務が発生します。



期限

令和9年2月末日
※修繕状況等により、期限が延びる場合があります。
※学校等による事情がある場合は、令和９年３月末日まで延ばすこともできますので、ご相談ください。

注意点

(1) 期限までに契約ができない場合は失格になります。
(2) 資格要件（婚姻・離婚・持家処分等）が満たされなければ契約はできません。
(3) 家賃３ヶ月分の敷金を支払った領収書が必要です。
(4) 連帯保証人は不要です。

9. 入居



3. 申込みから入居までの流れ

4. 申込資格

次の(1)～(7)の条件を満たしていなければ申込みはできません。

(1) 申込者本人が**福岡市に住んでいる**※**か、勤務**していること
※申込締切日時点で、福岡市内に住民票があること

市外居住の方でも福岡市内に勤務（通勤）している方は申し込むことができますが、**申込締切日現在で既に同一事業所に 4 ヶ月以上継続して雇用され、かつ、一週間の勤務時間数が 30 時間以上であること**が必要です。その場合でも、入居契約前に勤務先を退職すると当選されても失格になります。

また、申込締切日現在、福岡市内居住の方でも入居契約前に福岡市外へ転出されると当選されても失格になります。申込者本人は、契約後名義人となります。申込み後の名義人の変更はできません。



(2) **日本国籍**を有しているか、または**外国人**にあっては「中長期在留者」（在留カードを交付されている方）もしくは「特別永住者」（特別永住者証明書を交付されている方）であること

資格については、住民票で確認いたします。

(3) **現在住宅に困っている**こと

現在、**市営住宅の名義人となっている方を含む申込み（車椅子使用者世帯に申込む場合は除く）はできません。また、同居しようとする親族を含め、市内市外にかかわらず持家がある方の申込みは原則できません。**（入居手続きまでに持家を処分する場合を除く）

※持家がある方は入居契約時までに持家を処分したことを証明する書類（不動産売買契約書等）を提出する必要があります。
また、所有権が移転したことを確認するため、入居後 1 ヶ月以内に建物登記全部事項証明書を提出していただきます。

(4) 過去に市営住宅を**不正に使用**したことがなく、市営住宅に係る家賃や修繕料等の**債務**が残っていないこと

福岡市営住宅に係る家賃等の滞納がある方や修繕料等の債務が残っている方は申込みできません。また、過去に迷惑行為、福岡市営住宅条例等に違反し、明渡し請求を受けたことがある方は、原則として申込みできません。なお、福岡市営住宅に住所を有する方は、市の同居承認を受けていることが必要です。（無断で入居している方は不可）

(5) **暴力団員でないこと**

申込者及び現に同居し、または同居しようとする親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員をいう）でないこと。

※入居資格について警察本部に照会いたします。暴力団員に該当する場合は入居できません。

(6) 申込者本人は**成年者**であること　（年齢の基準日は申込締切日です）

①２人以上で申込みの場合

現に**同居する親族**がいること。

(ア) 婚約中や事実上婚姻関係と同様の事情にある方も申込みは可能ですが、**夫婦の別居（同居しない場合は、やむをえない事情を除き離婚が必要）など、世帯を不自然に分割した申込みや他に扶養すべき方がいる親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。**

(イ) 事実上婚姻関係と同様の事情にある方の申込みは、**申込締切日まで**に次のいずれかを満たしている人に限ります。
①住民票の続柄に「未届の夫」または「未届の妻」と記載する届出を完了していること（続柄の記載が「同居人」は不可）。
②福岡市より「パートナーシップ宣誓書受領証」の交付を受けている方。また、福岡市パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明書を受けたパートナーシップ関係にある方。

(ウ) **原則申込書に記入したとおりの世帯構成で入居していただきます。（出産・死亡の場合を除く）**
また、申込みの時点で妊娠中の人がいるときは、申込締切日までに出生していない子を同居親族として記入することはできません。出生後は入居できます。

(エ) 親と同居しない未成年者（孫・甥・姪等）との申込みは相応の理由が必要です。申込み時に理由を記入した書類を同封してください。
例）「両親がともに亡くなった孫を引き取り、令和２年７月より同居しています」など。

②単身で申込みの場合

・60 歳以上の方
・身体障害者手帳の 1 級から 4 級を所持している方
・精神障害者保健福祉手帳の 1 級から 3 級を所持している方

など、**単身で申し込む場合の要件に該当**していること。詳細は、**26～27 ページをご確認ください。**

☞26～27 ページへ

(7) **収入基準**にあうこと

申込者及び同居しようとする親族（婚約者、事実上婚姻関係と同様の事情にある方、単身赴任中の方を含む）の収入を合わせ、諸控除後の月収額が **158,000 円**以下であることが必要です。月収額の計算については 9～17 ページを参照ください。ただし、申込者または同居親族が次の（ア）～（ク）の要件に該当する場合は **214,000 円**以下に、（ケ）～（シ）に該当する場合は **259,000 円**以下になります。

☞ 9～17 ページへ

(ア) 身体障害者手帳を所持し 1 級から 4 級までの方
(イ) 精神障害者保健福祉手帳を所持し 1 級または 2 級の方
(ウ) 療育手帳を所持し A または B1 の方、または、重度または中度の知的障がい者であることを児童相談所の長か更生相談所の長から判定された方
(エ) 戦傷病者手帳を所持し恩給法別表第 1 号表の 2 の特別項症から第 6 項症までまたは別表第 1 号表の 3 の第 1 款症の方
(オ) 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている方
(カ) 引揚者で引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない方
(キ) 申込締切日現在、申込者が 60 歳以上の方（同居する親族がいる場合はそのいずれもが 60 歳以上の方か 18 歳未満の方）
(ク) ハンセン病療養所入所者など

→ **214,000 円** 以下

(ケ) 中学生以下（平成 22 年４月２日以降に出生）の児童がいる世帯
(コ) 18 歳（18 歳に達する日以後の最初の４月１日までの間にある方）までの児童が３人以上いる世帯
(サ) 配偶者がなく、かつ 20 歳未満の子と同居している世帯
(シ) 母子手帳を所持し、現在妊娠している方がいる世帯

→ **259,000 円** 以下

5. 収入基準 1

月収額の計算方法

市営住宅は、世帯全員の所得額により、入居の可否や、家賃等が決まります。
下記の手順に従って、世帯の月収額を計算してください。

(1) 入居希望者の所得額を 1 人ずつ計算してください。
※計算方法については、
○給与所得者の人は 11 ページへ
○年金所得者の人は 13 ページへ
○事業所得者の人は 15 ページへ

(2)1人ずつの所得額を合計し、世帯全員の所得額を計算してください。
例) 世帯に A さん、B さんの 2 人の所得者がいる場合

A さんの所得額 ＿＿＿＿ 円 ＋ B さんの所得額 ＿＿＿＿ 円 ＝ **世帯全員の所得額 (2) 円**

(3)世帯の控除額の合計を計算してください。
※下表を参考に計算してください。**控除についての詳しい説明は** 17 ページへ

① 公営住宅法施行令上の控除 (基礎控除振替分)

控除対象	控除規定	控除額
「給与所得」又は「公的年金等の雑所得」がある方	その方の「給与所得」と「公的年金等の雑所得」の合計が10万円以上の場合	100,000 円 × 人
	その方の「給与所得」と「公的年金等の雑所得」の合計が10万円未満の場合	当該所得金額 × 人
合計		円

控除額合計(①) (3)-1 円

② 特別控除できる項目及び控除額

控除の種類	内容	控除額	合計
ア . 同居及び扶養控除	同居者または同居しない扶養親族	380,000 円 × 人	円
イ . 特定扶養控除	扶養親族のうち、16 歳以上 23 歳未満である方 (配偶者を除く)	250,000 円 × 人	円
ウ . 老人扶養 (同一生計配偶者) 控除	同一生計配偶者及び扶養親族で 70 歳以上の方	100,000 円 × 人	円
エ . 寡婦控除	所得のある人が寡婦の場合	270,000 円 × 人	円
オ . ひとり親控除	所得のある人がひとり親の場合	350,000 円 × 人	円
カ . 障害者控除	申込者及び同居親族並びに扶養親族の中に障がい者がいる場合	270,000 円 × 人	円
キ . 特別障害者控除	申込者及び同居親族並びに扶養親族の中に重度の障がい者がいる場合	400,000 円 × 人	円
合計 (アからキまでの控除額を合計してください)			円

控除額合計(②) (3)-2 円

(4)世帯全員の所得額から、世帯の控除額の合計を差し引き、12で割った額が月収額となります。

世帯全員の所得額 (2) 円 ※前ページ (2) で計算した金額 − 控除額合計(①) (3)-1 円 ※前ページ (3)-1で計算した金額 − 控除額合計(②) (3)-2 円 ※前ページ (3)-2で計算した金額 ÷ 12 ＝ **世帯の月収額 円**

※下の表で申込みの可否を確認してください。

月収額に基づく収入分位確認表

世帯の月収額	収入分位	申込みの可否
0円～104,000 円	1	○ 申込み可
104,001 円～123,000 円	2	
123,001 円～139,000 円	3	
139,001 円～**158,000 円**	4	
158,001 円～186,000 円	5	8 ページ (7) の (ア) ～ (ク) に該当する世帯は申込み可
186,001 円～**214,000 円**	6	
214,001 円～**259,000 円**	7	8 ページ (7) の (ケ) ～ (シ) に該当する世帯は申込み可
259,001 円～	-	× 申込みできません

家賃はお申込世帯の月収額に応じて、第 1 分位から第 7 分位に分かれています。 33～56 ページへ

メモ欄

5. 収入基準 2

月収額の計算方法は給与所得者、年金所得者、事業所得者の３タイプあります。

給与所得者の場合の所得金額の算出

1. 現在の勤務先に前年１月１日以前に就職し、現在まで勤務しているとき

2. 現在の勤務先に前年１月２日以降に就職し、現在まで勤務しているとき

源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	氏名 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
給料・賞与	内 ＊＊＊＊＊＊＊ 円	＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊

控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数（配偶者を除く）	障害者の数（本人を除く）	社

（例）5ヶ月勤務しているとき

5ヶ月間の収入額（※）÷5×12

＝ ＿＿＿＿＿＿ 円

※1 ヶ月に満たない月は含みません。

下表の収入額に該当する計算方法で所得金額をだしてください。

	収入額	所得金額	
a	650,999 円以下	→ 0 円	
b	651,000 円～1,899,999 円	→ 収入額－650,000 円	
c	1,900,000 円～3,599,999 円	→ 1. 収入額 ÷4=(A) 2. (A)の 1,000 円未満を切り捨てます。その金額を(B)とします。 3. 右の表の(B)に当てはめてください。	(B) ×2.8－80,000 円
d	3,600,000 円～6,599,999 円		(B) ×3.2－440,000 円
e	6,600,000 円～8,499,999 円	→ 収入額 ×0.9－1,100,000 円	

9 ページへ 9ページの(2)に当てはめてください。

給与所得及び公的年金等に係る雑所得がある方で、給与所得と公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える場合は、給与所得から**所得金額調整控除額**※1を控除します。

※1）**所得金額調整控除額** ＝（給与所得（10万円を限度）＋ 公的年金等に係る雑所得（10万円を限度））－ 10万円

月収額の計算

給与所得者の事例

Bさんの場合（3人家族）

本人：30 歳　現在の勤務先に前年１月１日以前に就職している。
年間収入額 315 万円

妻：25 歳　現在の勤務先に前年1月2日以降に就職し、
現在まで５か月間勤務
５か月間の収入額：30万円

子：4 歳



計1 世帯全員の所得金額を計算します。

本人の所得額（11ページｈに当てはめる）
① 3,150,000÷4＝787,500
② 787,500 の 1,000 円未満を切り捨てると 787,000
③ 787,000×2.8－80,000＝ 2,123,600

妻の所得額
① 300,000÷5×12＝720,000
（11ページｂに当てはめる）
② 720,000－650,000＝ 70,000

世帯の所得 ＝ 本人の所得額 2,123,600 ＋ 妻の所得額 70,000 ＝ 世帯全員の所得額 2,193,600

計2 控除額を計算します。（17ページ「控除の種類」参照）

17 ページへ

≪基礎控除振替分≫

本人：10万円 ＋ 妻：7万円 ＝ A 世帯の基礎控除振替額合計 170,000

≪同居及び扶養控除≫

同居及び扶養控除は２人以上で申し込む場合は、必ず控除できます。
（「控除の種類」アに該当）

38 万円 ×（入居しようとする家族数－本人＋入居しない扶養親族数）

380,000 × (3－1＋0) ＝ B 世帯の控除額合計 760,000

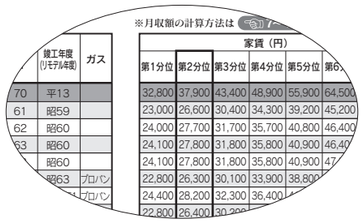
計3 世帯の月収額を計算します。

（世帯全員の所得額 2,193,600 － 世帯の基礎控除振替額合計(A) 170,000 － 世帯の控除額合計(B) 760,000）÷12 ＝ 世帯の月収額 105,300

10ページの収入分位から2分位

33ページからの募集住宅一覧表の家賃は第2分位の家賃を見てください。

収入分位	世帯の月収額	収入分位	世帯の月収額
1	0～104,000 円	5	158,001～186,000 円
2	104,001～123,000 円	6	186,001～214,000 円
3	123,001～139,000 円	7	214,001～259,000 円
4	139,001～158,000 円	-	



5. 収入基準 3

年金所得者の場合の所得金額の算出

1. 前年１月１日以前から支給されている方

2. 前年１月２日以降に支給されている方

源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	
	氏名	＊＊＊＊＊	
種別	支払金額		源泉徴収金額
年金	＊＊＊,＊＊＊,＊＊＊ 円		＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 0 円
扶養親族等	有	人	控除対象配偶者の有無等

年金証書または改訂通知書に記載の
年間総支給額

＝ 円

下表の収入額に該当する計算方法で
所得金額をだしてください。

年齢		収入額	所得金額
65 歳以上の方	a	1,100,000 円以下 →	0 円
	b	1,100,001 円～3,299,999 円 →	収入額－1,100,000 円
	c	3,300,000 円～4,099,999 円 →	収入額 ×0.75－275,000 円
	d	4,100,000 円～7,699,999 円 →	収入額 ×0.85－685,000 円
	e	7,700,000 円～9,999,999 円 →	収入額 ×0.95－1,455,000 円
65 歳未満の方	f	600,000 円以下 →	0 円
	g	600,001 円～1,299,999 円 →	収入額－600,000 円
	h	1,300,000 円～4,099,999 円 →	収入額 ×0.75－275,000 円
	i	4,100,000 円～7,699,999 円 →	収入額 ×0.85－685,000 円
	j	7,700,000 円～9,999,999 円 →	収入額 ×0.95－1,455,000 円

9 ページへ 9ページの(2)に当てはめてください。

月収額の計算

年金所得者の事例

Cさんの場合（2人家族）
本人：72 歳　　年間支給額　170 万円
妻：64 歳　　年間支給額　52 万円



計1算 世帯全員の所得金額を計算します。

本人の所得額（13ページ b に当てはめる）
1,700,000 － 1,100,000 ＝ 600,000

妻の所得（13ページ f に当てはめる）
600,000 以下のため 0

世帯の所得　本人の所得額 600,000 ＋ 妻の所得額 0 ＝ 世帯全員の所得額 600,000

計2算 控除額を計算します。（17ページ「控除の種類」参照）

17 ページへ

≪基礎控除振替分≫
本人：10万円 ＋ 妻：0円 ＝ A 世帯の基礎控除振替額合計 100,000

≪同居及び扶養控除≫
同居及び扶養控除は２人以上で申し込む場合は、必ず控除できます。
（「控除の種類」アに該当）
38 万円 ×（入居しようとする家族数－本人+入居しない扶養親族数）
380,000 × (2－1+0) ＝ B 世帯の控除額合計 380,000

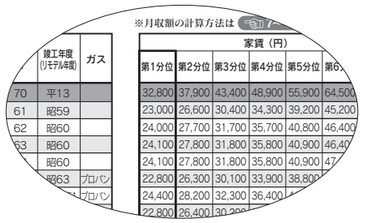
計3算 世帯の月収額を計算します。

世帯全員の所得額 600,000 － 世帯の基礎控除振替額合計(A) 100,000 － 世帯の控除額合計(B) 380,000 ÷12 ＝ 世帯の月収額 10,000

10ページの収入分位から1分位

33ページからの募集住宅一覧表の家賃は第1分位の家賃を見てください。

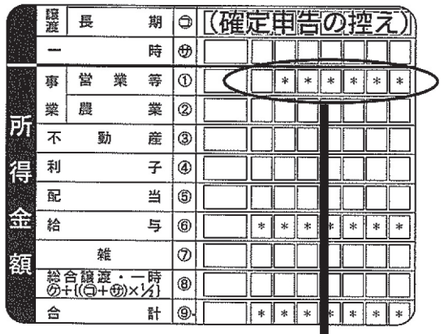
収入分位	世帯の月収額	収入分位	世帯の月収額
1	0～104,000 円	5	158,001～186,000 円
2	104,001～123,000 円	6	186,001～214,000 円
3	123,001～139,000 円	7	214,001～259,000 円
4	139,001～158,000 円	-	



事業所得者の場合の所得金額の算出

1. 前年１月１日以前に事業を始めたとき

確定申告の控え



（例）5ヶ月事業しているとき

5ヶ月間の所得金額（※）÷5×12

＝ 円

※1 ヶ月に満たない月は含みません。

9 ページへ 9ページの(2)に当てはめてください。

2. 前年１月２日以降に事業を始めたとき

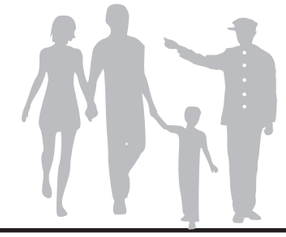
メモ欄

月収額の計算

事業所得者の事例

A さんの場合（4人家族）

本人：45 歳　前年１月１日以前に事業を始めている。
　　年間所得額 250 万円
妻：40 歳　無職
子：17 歳　高校生
子：11 歳　小学生



計1算 世帯全員の所得金額を計算します。

世帯の所得　本人の所得額 2,500,000 ＋ 妻の所得額 0 ＝ 世帯全員の所得額 2,500,000

計2算 控除額を計算します。（17ページ「控除の種類」参照）

17 ページへ

≪同居及び扶養控除≫

同居及び扶養控除は２人以上で申し込む場合は、必ず控除できます。
（「控除の種類」アに該当）

38 万円 ×（入居しようとする家族数－本人＋入居しない扶養親族数）

380,000 × (4－1＋0) ＝ 1,140,000

≪特定扶養控除≫

扶養親族に 16 ～ 22 歳の方がいる場合、同居及び扶養控除とあわせて控除してください。（Aさんの場合 17 歳の高校生が 1人いるので）

25 万円 × 1 人 ＝ 250,000

控除額　1,140,000 ＋ 250,000 ＝ 世帯の控除額合計 1,390,000

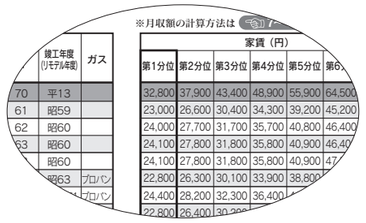
計3算 世帯の月収額を計算します。

（世帯全員の所得額 2,500,000 － 世帯の控除額合計 1,390,000）÷ 12 ＝ 世帯の月収額 92,500

10 ページの収入分位から 1 分位

33 ページからの募集住宅一覧表の家賃は第 1 分位の家賃を見てください。

収入分位	世帯の月収額	収入分位	世帯の月収額
1	0～104,000 円	5	158,001～186,000 円
2	104,001～123,000 円	6	186,001～214,000 円
3	123,001～139,000 円	7	214,001～259,000 円
4	139,001～158,000 円	-	



5. 収入基準 5

控除の種類

① 公営住宅法施行令上の控除（基礎控除振替分）

控除対象	控除規定	控除額
「給与所得」又は「公的年金等の雑所得」がある方	その方の「給与所得」と「公的年金等の雑所得」の合計が10万円以上の場合	10万円
	その方の「給与所得」と「公的年金等の雑所得」の合計が10万円未満の場合	当該所得金額

② 特別控除できる項目及び控除額

控除の種類	要件	控除額
ア．同居及び扶養控除	次のいずれかの方 ○市営住宅に一緒に入居する配偶者及び親族ならびに婚約者、事実上の婚姻関係と同様の事情にあるもの ○所得税法の扶養控除を受けている親族で一緒に入居しない方	1人につき 38万円
イ．特定扶養控除	○扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の方（配偶者を除く）	1人につき 25万円
ウ．老人扶養控除 （同一生計配偶者）	○扶養親族及び同一生計配偶者で、70歳以上の方	1人につき 10万円
エ．寡婦控除	下記のひとり親控除には該当せず、事実婚状態にない人で、以下のいずれかの要件を満たす人 ①夫と離別した人で、扶養親族があり、合計所得額が500万円以下である人 ②夫と死別等した人で、合計所得額が500万円以下である人	1人につき 27万円 （所得額から基礎控除振替分を差し引いた金額が27万円以下の場合はその額）
オ．ひとり親控除	婚姻をしていない又は配偶者と離婚・死別等した後に婚姻又は事実婚状態にない人で、生計を一にする子（所得58万円以下かつ他者の扶養になっていない）を有し、合計所得額が500万円以下である人	1人につき 35万円 （所得額から基礎控除振替分を差し引いた金額が35万円以下の場合はその額）
カ．障害者控除	本人または同居者あるいは扶養親族（所得税法上の扶養控除を受けている親族で一緒に入居しない方）で下記の方 ○身体障害者手帳を所持し、3級から6級の方 ○療育手帳を所持し、B の方、または、児童相談所の長か更生相談所の長から中度以下の知的障がい者と判定された方 ○精神障害者保健福祉手帳を所持し、2級か3級の方 ○戦傷病者手帳を所持し、第4項症から第5款症の方	1人につき 27万円
キ．特別障害者控除	本人または同居者あるいは扶養親族（所得税法上の扶養控除を受けている親族で一緒に入居しない方）で下記の方 ○身体障害者手帳を所持し、1級か2級の方 ○療育手帳を所持し、A の方、または、児童相談所の長か更生相談所の長から重度の知的障がい者と判定された方 ○精神障害者保健福祉手帳を所持し、1級の方 ○戦傷病者手帳を所持し、特別項症から第3項症の方 ○被爆者手帳を所持し、原爆の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けている方	1人につき 40万円

6. 抽選優遇制度 1

抽選番号数割り振り一覧表

今回の申込回数	多回数申込みによる優遇のみ（世帯区分による優遇なし）	多回数申込みによる優遇	
		（世帯区分による優遇①）+2個	（世帯区分による優遇②）+4個
1回～ 4回目	1個	3個	5個
5回～ 8回目	2個	4個	6個
9回～12回目	4個	6個	8個
13回～16回目	8個	10個	12個
17回～20回目	10個	12個	14個
21回～25回目	15個	17個	19個
26回～30回目	20個	22個	24個
31回～35回目	25個	27個	29個
36回目以上	30個	32個	34個

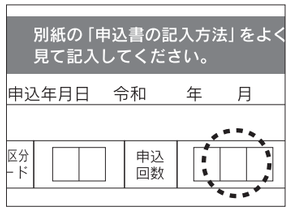
（世帯区分による優遇①）+2個	（世帯区分による優遇②）+4個
ひとり親世帯	高齢者世帯
子育て（乳幼児）世帯	心身障がい者世帯
単身者世帯（優遇あり）	犯罪・DV被害者世帯
高齢単身者・身体障がい単身者世帯（優遇あり）	

次ページへ

多回数申込みによる抽選優遇制度

優遇内容

市営住宅の申込みが今回で 5 回目（落選回数4回）以上の方には、抽選番号を多く割り振ります。
申込回数が 5 回目以上の方は、前回申込み時の抽選番号通知書（ハガキ）をご確認の上、申込書に申込回数を記入してください。



注意点

（ア）姓が変わった場合や、配偶者の死亡などにより、やむを得ず申込者を変更する場合は、必ず前回申込み時の抽選番号通知書（ハガキ）を同封してください。
（イ）申込回数は、平成５年度第１回募集の申込みからが対象となります。また、以前は同時期の募集で、新築・空き家の両方への申込みを受け付けていたことがありますが、同時期の募集の申込回数は１回とみなします。
（ウ）仮当選（補欠の繰上げを含む）した後に入居を辞退・失格となった場合は、それまでの申込回数は０になり、次回の申込みは１回目からとなります。また、抽選方式・ポイント方式・随時募集で入居し、その後退去された場合、新たに抽選方式・ポイント方式へ申込みをされるときは、１回目からとなります。
（エ）同居者等への申込回数譲渡はできません。申込回数は申込者のみが対象となり、同居者は申込回数の対象にはなりません。

6. 抽選優遇制度 2

世帯区分による抽選優遇制度

優遇内容

（ア）２人以上で申し込む場合

右記世帯に該当する方（資格要件は21～22ページを参照）には抽選番号を多く割り振ります。

☞ 21～22 ページへ

①ひとり親世帯　（抽選番号＋2個）
②子育て（乳幼児）世帯（抽選番号＋2個）
③高齢者世帯　（抽選番号＋4個）
④心身障がい者世帯　（抽選番号＋4個）
⑤犯罪・DV被害者世帯（抽選番号＋4個）

（イ）単身で申し込む場合

高齢単身者・身体障がい単身者世帯、単身者世帯に該当する方（資格要件は 26～27ページを参照）で、下記要件に該当する方には抽選番号を多く割り振ります。

☞ 26～27 ページへ

■優遇される人の要件（単身で申し込む場合）（抽選番号+2個）

①身体障害者手帳を所持し１級から４級までの方
②精神障害者保健福祉手帳を所持し１級または２級の方
③療育手帳を所持しＡまたはＢ１の方
④障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第４条第１項に規定する障がい者の対象となる難病患者等
⑤戦傷病者手帳を所持し恩給法別表第１号表の２の特別項症から第６項症までまたは別表第１号表の３の第１款症の方
⑥原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方
⑦引揚者で引き揚げた日から起算して５年を経過していない方
⑧ハンセン病療養所入所者など
⑨犯罪・ＤＶ被害者（資格の内容は、22ページの犯罪・ＤＶ被害者世帯に記載しています）

☞ 22 ページへ

注意点

（1）上記（ア）、（イ）に該当しない方が世帯区分による抽選優遇世帯で申し込んだ場合は、仮当選しても失格となりますので、各世帯の要件をこの募集案内書でよく確認してください。
（2）下記の表は、世帯区分による抽選優遇世帯制度の**対象外**です。世帯区分をよく確認して申し込んでください。

住宅種別	世帯区分	世帯区分コード	募集住宅一覧表 掲載ページ
別枠募集住宅	子育て（中学生以下）世帯	【82】	39～44
	若年夫婦世帯	【81】	39～44
	【期限付き入居】子育て（中学生以下）世帯	【82】	45～46
	高齢者・身体障がい者世帯	【83】	47～48
	車椅子使用者世帯	【16】	49～50
特別募集住宅	高齢者・身体障がい者世帯	【83】	なし
	車椅子使用者世帯	【16】	なし

7. 申込世帯区分等一覧表

自分がどの世帯区分に該当し、申込みをするか、下記をご参照ください。
※【　】は世帯区分コード

2人以上で入居

住宅種別		世帯区分		世帯区分コード	掲載ページ
一般住宅		一般世帯		【01】	21
		抽選優遇世帯	ひとり親世帯	【13】	21～22
			高齢者世帯	【03】	
			子育て（乳幼児）世帯	【80】	
			心身障がい者世帯	【10】	
			犯罪・DV 被害者世帯	【12】	
別枠募集住宅	一般住宅	子育て（中学生以下）世帯		【82】	23
		若年夫婦世帯		【81】	23
		【期限付き入居】子育て（中学生以下）世帯		【82】	24
	高齢者・身体障がい者仕様住宅	高齢者・身体障がい者世帯		【83】	24
	車椅子仕様住宅	車椅子使用者世帯		【16】	25
特別募集住宅	一般住宅	一般世帯		【01】	21・28
		抽選優遇世帯	ひとり親世帯	【13】	21～22・28
			高齢者世帯	【03】	
			子育て（乳幼児）世帯	【80】	
			心身障がい者世帯	【10】	
			犯罪・DV 被害者世帯	【12】	
	高齢者・身体障がい者仕様住宅	高齢者・身体障がい者世帯		【83】	24・28
	車椅子仕様住宅	車椅子使用者世帯		【16】	25・28

1人（単身）で入居

住宅種別		世帯区分	世帯区分コード	掲載ページ
一般住宅		単身者世帯	【41】	27
		〔抽選優遇あり〕	【43】	
高齢者・身体障がい者仕様住宅		高齢単身者・身体障がい単身者世帯	【94】	26
		〔抽選優遇あり〕	【98】	
車椅子仕様住宅		車椅子使用者世帯	【16】	26
特別募集住宅	一般住宅	単身者世帯	【41】	27・28
		〔抽選優遇あり〕	【43】	
	高齢者・身体障がい者仕様住宅	高齢単身者・身体障がい単身者世帯	【94】	26・28
		〔抽選優遇あり〕	【98】	
	車椅子仕様住宅	車椅子使用者世帯	【16】	26・28

○別枠募集とは、一般世帯、一般世帯と一緒に募集する抽選優遇世帯とは別に割り当てられた住宅です。抽選優遇世帯ではないため、抽選の際の番号が多く割り振られることはありませんが、申込みの要件があるので、応募者は少なくなる傾向があります。
○特別募集住宅とは、前入居者において、室内で看取りなく亡くなられたことが確認された住宅です。
○世帯区分コードの記入ミスにご注意ください。

8. 2人以上で申し込む場合の要件 1

一部の住宅には、入居する人数の制限があります。3 人以上又は 4 人以上となっている住宅には、2 人での申込みはできません。また、**出産前の子は人数に含みません。**

(1) 一般世帯 【世帯区分コード：01】

資格 **7～17ページの資格を全て満たしている世帯** 7～17 ページへ

(2) 一般世帯と一緒に募集する抽選優遇世帯

下記の世帯に該当する場合は、抽選番号が多く割り振られます。 19 ページへ

一般世帯と一緒に募集する抽選優遇世帯
- ① ひとり親世帯
- ② 高齢者世帯
- ③ 子育て（乳幼児）世帯
- ④ 心身障がい者世帯
- ⑤ 犯罪・DV 被害者世帯

① ひとり親世帯 【世帯区分コード：13】

資格 **7～17ページの資格を全て備え、**申込者に配偶者がなく、かつ現に同居し、もしくは同居しようとする 20 歳未満の子がいる方 7～17 ページへ

注意点
(1) 仮当選後の資格審査時に遺族年金証書、児童扶養手当証書、ひとり親家庭医療証、戸籍全部事項証明書など入居資格を確認できる証明書を提出していただきます。
(2) 離婚手続き中の方は、仮当選後の資格審査時に離婚に関する誓約書を提出していただきます。また、入居契約時までに離婚を証明する書類（戸籍全部事項証明書または離婚届受理証明書）を提出する必要があります。

② 高齢者世帯 【世帯区分コード：03】

資格 **7～17ページの資格を全て備え、**申込者が60歳以上で、同居する親族が配偶者、18歳未満の方、60歳以上の方だけで構成される世帯 7～17 ページへ

注意点
(1) 未成年の孫など（孫などの親が同居しない場合）との同居には相応の理由が必要です。申込み時に理由を記入した書類を同封してください。
(2) 住宅の仕様は、一般世帯と同じ仕様で、高齢者世帯で申込みをされても住宅の仕様に変更はありません。
高齢者・身体障がい者仕様をご希望の場合は、高齢者・身体障がい者世帯で申し込みください（申込資格は 24 ページ参照）。

③ 子育て（乳幼児）世帯 【世帯区分コード：80】

資格 **7～17ページの資格を全て備え、**申込者が同居する親族に配偶者と小学校就学前（令和２年４月２日以降に出生）の子の両方を含んで構成されている世帯（婚約中の方も含む） 7～17 ページへ

④ 心身障がい者世帯 【世帯区分コード：10】

資格 **7～17ページの資格を全て備え、**下記の(ア)～(イ)に該当する方がいる世帯 7～17 ページへ

(ア) 下記の表に該当する方

障がいの内容	証明書類	該当する方	該当しない方
身体障がい者	身体障害者手帳	1・2・3・4 級	5・6 級
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳	1・2 級	3 級
知的障がい者	療育手帳	A1・A2・A3・B1	B2
難病患者等	特定医療費（指定難病）受給者証	左記証明書がある方	
	障害福祉サービス受給者証	障害種別が難病となっている方（福岡市の場合、4に○がついている方）	障害種別が身体・知的・精神のみとなっている方
戦傷病者	戦傷病者手帳	①の内容	

①戦傷病者手帳を所持し恩給法別第1号表の2の特別項症から第6項症までまたは別表第1号表の3の第1款症の方

(イ) 現在、心身障がい者世帯に該当する級の手帳等を申請中の方（契約期限までに交付される方）

注意点
(1) 身体障害者手帳などに記載されている障がいの級によっては、該当しない場合がありますので、必ず上記の手帳の級を確認してください。
(2) 仮当選後の資格審査時に、心身障がい者世帯であることを証明していただくために、上記の表の証明書類の写しを提出していただきます。
(3) 住宅の仕様は、一般世帯と同じ仕様で、心身障がい者世帯で申込みをされても住宅の仕様に変更はありません。
高齢者・身体障がい者仕様をご希望の場合は、高齢者・身体障がい者世帯で申し込みください（申込資格は 24 ページ参照） 24 ページへ

⑤ 犯罪・DV 被害者世帯 【世帯区分コード：12】

資格 **7～17ページの資格を全て備え、**下記の（ア）または（イ）に該当する世帯 7～17 ページへ

(ア) 犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな方及びその家族または遺族で下記の①または②に該当することが証明される方を含む世帯（警察に被害届を提出した方であって、犯罪被害者であることが確認できる方）
①犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方
②現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方
(イ) DV 被害者がいる世帯
DV 被害者とは配偶者等（婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含む）からの暴力を受けた方で、次の①～③のいずれかに該当する方。
①女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センター等による一時保護、または女性自立支援施設や母子生活支援施設等による保護が終了した日から起算して５年を経過していない方
②裁判所がした退去命令、または接近禁止命令の申立てを行い、その命令が効力を生じた日から起算して５年を経過していない方
③女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」、または配偶者暴力対応機関等による「公営住宅の入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」が発行されている方

注意点
(1) 入居資格について事前に確認させていただいたり、県警本部に被害届の提出状況について照会させていただく場合があります。
(2) 仮当選後の資格審査時に入居資格を確認するため、犯罪・DV（配偶者等からの暴力）被害者であることを確認できる証明書を提出していただきます。
※該当するかどうかわからない場合は、事前にお問い合わせください。

8. 2人以上で申し込む場合の要件 2

（3）一般世帯・抽選優遇世帯と「別枠で募集」する世帯

一般住宅や特別募集住宅との重複不可

別枠募集住宅は空き家の状況で募集しますので、毎回必ず募集するとは限りません。

一般世帯・抽選優遇世帯と「別枠で募集」する世帯
- ① 子育て（中学生以下）世帯
- ② 若年夫婦世帯
- ③【期限付き入居】子育て（中学生以下）世帯
- ④ 高齢者・身体障がい者世帯
- ⑤ 車椅子使用者世帯（車椅子仕様住宅）

① 子育て（中学生以下）世帯　【世帯区分コード：82】

資格

7～17ページの資格を全て備え、申込者と**中学生以下（平成23年4月2日以降に出生）の子がいる世帯**

7～17ページへ



世帯例
- ・申込者＋配偶者＋子（中学生）＋子（乳幼児）
- ・申込者＋配偶者＋子（高校生）＋子（小学生）
- ・申込者＋子（乳幼児）

注意点

（1）入居後、子どもが中学校を卒業しても住むことができます。

（2）親子の別居など、世帯を不自然に分割した申込みや他に扶養すべき方がいる親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。

（3）一般住宅や特別募集住宅に申し込むこともできますが、重複しての申込みはできません。

② 若年夫婦世帯　【世帯区分コード：81】

資格

7～17ページの資格を全て備え、申込者及び配偶者(婚約者)・パートナーの年齢の合計が80歳以下の世帯

7～17ページへ

世帯例
- ・申込者＋配偶者（年齢の合計 80 歳以下）
- ・申込者＋配偶者（年齢の合計 80 歳以下）＋子（高校生）

注意点

（1）婚約中の方は、仮当選後の資格審査時に婚姻に関する誓約書を提出していただきます。また、入居契約時までに婚姻を証明する書類（戸籍全部事項証明書もしくは婚姻届受理証明書）を提出していただきます。

（2）一般住宅や特別募集住宅に申し込むこともできますが、重複しての申込みはできません。

③【期限付き入居】子育て（中学生以下）世帯　【世帯区分コード：82】

資格

7～17ページの資格を全て備え、申込者と**その子（中学生以下（平成23年4月2日以降に出生））がいる世帯**

7～17ページへ

世帯例
- ・申込者＋配偶者＋子（中学生）＋子（乳幼児）
- ・申込者＋配偶者＋子（高校生）＋子（小学生）
- ・申込者＋子（乳幼児）

注意点

（1）**入居期間は、原則として入居日から令和 14 年1月 31 日までとなり、期間満了までに住宅を退去していただきます。**（※ただし同居する最年少の子どもが**中学校を卒業する年度末まで延長できます。**）

（2）親子の別居など、世帯を不自然に分割した申込みや他に扶養すべき方がいる親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。

（3）申込者とその子（同居する中学生以下の子に限る）が含まれていない場合は申込みできません。※孫や甥などは不可

（4）一般住宅や特別募集住宅、子育て（中学生以下）世帯向住宅への申込みと期限付き入居申込みを重複して申込みすることはできません。

※45、46 ページの「期限付き入居」についての Q&A を参照してください。

④ 高齢者・身体障がい者世帯　【世帯区分コード：83】

住宅仕様

一般住宅とは仕様が異なり、数ヵ所の手すり設置などの高齢者・身体障がい者仕様となっています。

資格

7～17ページの資格を全て備え、次のいずれかに該当する世帯

7～17ページへ

① 申込者が60歳以上で、同居する親族が配偶者か60歳以上の方だけで構成される世帯

② 身体障害者手帳１級から４級までの手帳を所持している方がいる世帯

③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第４条第１項に規定する障がい者の対象となる難病患者等がいる世帯

注意点

一般住宅や特別募集住宅に申し込むこともできますが、重複しての申込みはできません。

8. 2人以上で申し込む場合の要件 3

2人以上

(3) 一般世帯・抽選優遇世帯と「別枠で募集」する世帯

一般住宅や特別募集住宅との重複不可

別枠募集住宅は空き家の状況で募集しますので、毎回必ず募集するとは限りません。

⑤ 車椅子使用者世帯(車椅子仕様住宅)　【世帯区分コード：16】

住宅仕様

この住宅は、車椅子での部屋への出入りが可能で、流し台なども車椅子のまま使用できる特別な仕様になっています。
ただし、室内については和室や多少の段差など、車椅子での移動が難しい場合がございます。
お尋ねになりたいことがありましたら募集係までお問い合わせください。

資格

7～17ページの資格を全て備え、現に車椅子を**常時**使用している方がいる世帯で、次の(ア)(イ)のいずれかに該当するもの
(ア) 身体障害者手帳を所持し、1級から4級までの方
(イ) 戦傷病者手帳を所持し、恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症までまたは別表第1号表の3の第1款症の方

7～17ページへ

注意点

(1) 仮当選後の資格審査で、車椅子の使用状況を確認するために、身体障害者手帳などのほか、医師の診断書を提出していただきます。
(2) **常時**車椅子を使用する方がいない場合は申込みはできません。
(3) 一般住宅や特別募集住宅に申し込むこともできますが、重複しての申込みはできません。また、一般住宅などで申し込む場合は一般仕様の住宅への入居になります。
(4) 流し台の高さが通常よりも低くなっています。
(5) 車椅子使用者の方が転出等された場合、住替えにご協力いただくため、連絡する場合があります。

9. 1人(単身)で申し込む場合の要件 1

1人(単身)

高齢単身者・身体障がい単身者世帯　【世帯区分コード：94、98（優遇あり）】

住宅仕様

この住宅は数ヵ所の手すりを設置しています。

資格

7～8ページの(1)～(5)、(7)及び9～17ページの資格を備え、次のいずれかに該当する方
(ア) 60歳以上の方で配偶者がいない方(離婚手続き中の方も含む)
(イ) 身体障害者手帳1級から4級までの手帳を所持し、配偶者がいない方(離婚手続き中の方も含む)
(ただし、常時の介護が必要な方で、居宅において常時の介護を受けることができず、または受けることが困難であると認められる方は除きます)
(ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障がい者の対象となる難病患者等

7～17ページへ

抽選優遇制度

(1) 一定の要件に該当する方は、抽選番号を多く割り振る抽選優遇制度の適用を受けることができますので19ページをお読みください。19ページへ
(2) 世帯区分による抽選優遇制度に該当する方は、申込書の世帯区分コードは**【98 高齢単身者・身体障がい単身者(優遇あり)】**になり、該当しない方は、**【94 高齢単身者・身体障がい単身者】**になります。
(3) 世帯区分による抽選優遇制度の適用を受けて仮当選された方は、資格審査時に抽選優遇資格を証する書類（身体障害者手帳の写しなど）を提出していただきます。
(4) 世帯区分による抽選優遇資格のない方が、抽選優遇制度の適用を受けて仮当選しても失格となります。

注意点

(1) 配偶者がいる方は申込みできません。(ただし、離婚手続き中の方または DV 被害者は申込み可能)
※詳細は、22・29ページに記載しています。
(2) 単身者世帯（27 ページ参照）で申し込むこともできますが、重複しての申込みはできません。また、単身者世帯の住宅の仕様は一般世帯と同じ仕様です。(手すりはついていません)
(3) 仮当選後の資格審査時に単身入居者のための申立書(単身で生活ができるかどうかを確認するための申立書)を提出していただきます。

車椅子使用者世帯(車椅子仕様住宅)　【世帯区分コード：16】

注意点

25ページの申込みの資格要件に該当し、かつ、27ページの単身者世帯に該当する方も申し込みできます。

25ページへ

9. 1人(単身) 1人(単身)で申し込む場合の要件 2

1人(単身)

単身者世帯　【世帯区分コード：41、43（優遇あり）】

資格

7～8ページの(1)～(5)、(7)及び9～17ページの資格を備え、下記(ア)～(ケ)のいずれかに該当する方(ただし、常時の介護が必要な方で、居宅において常時の介護を受けることができず、または受けることが困難であると認められる方は除きます)

7～17ページへ

(ア) 60 歳以上の方で配偶者がいない方（離婚手続き中の方も含む）
※60 歳未満の方の場合は(イ)～(ケ)のいずれか要件を満たしていれば申込みができます。

(イ) 生活保護法に規定する被保護者または、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 1 項に規定する支援給付を受けている方で配偶者がいない方（離婚手続中の方も含む。）

(ウ) 身体障害者手帳を所持し 1 級から 4 級までの方で配偶者がいない方（離婚手続中の方も含む。）

(エ) 精神障害者保健福祉手帳を所持し 1 級から 3 級の方で配偶者がいない方（離婚手続中の方も含む。）

(オ) 療育手帳を所持している方、または、知的障がい者であることを更生相談所の長から判定された方で配偶者がいない方（離婚手続中の方も含む。）

(カ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第４条第１項に規定する障がい者の対象となる難病患者等

(キ) 引揚者で引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない方で配偶者がいない方（離婚手続中の方も含む。）

(ク) ハンセン病療養所入所者等で配偶者がいない方（離婚手続中の方も含む。）

(ケ) 犯罪・DV 被害者 ※資格の内容は、22 ページの犯罪・DV 被害者世帯に記載しています。

22ページへ

抽選優遇制度

(1) 一定の要件に該当する方は、抽選番号を多く割り振る抽選優遇制度の適用を受けることができますので、19 ページ記載の世帯区分による抽選優遇制度をお読みください。なお、精神障害者保健福祉手帳の３級の方、療育手帳B2の方、または、軽度の知的障がい者であることを更生相談所の長から判定された方は、世帯区分による抽選優遇制度には該当しませんのでご注意ください。

19ページへ

(2) 世帯区分による抽選優遇制度に該当する方は、入居申込書の世帯区分コードは**【43 単身者（優遇あり）】**になり、該当しない方は、**【41 単身者】**になります。

(3) 世帯区分による抽選優遇制度の適用を受けて仮当選された方は、資格審査時に抽選優遇資格を証する書類（身体障害者手帳の写しなど）を提出していただきます。

(4) 世帯区分による抽選優遇資格のない方が、抽選優遇制度の適用を受けて仮当選しても失格となります。

注意点

(1) 配偶者がいる方は申込みできません。
（ただし、離婚手続き中の方または DV 被害者は申込み可能）
※詳細は、22・29 ページに記載しています。

(2) 仮当選後の資格審査時に下記の書類を提出していただきます。
①単身入居者のための申立書（単身で生活できるかどうかを確認するための申立書）
②60 歳未満の方は、下記資格の(ア)～(ク)を証明する書類が必要です。
(ア) 福祉事務所長発行の保護受給証明書
(イ) 身体障害者手帳の写し、または福祉事務所長発行の証明書
(ウ) 精神障害者保健福祉手帳の写し
(エ) 療育手帳の写し
(オ) 特定医療費（指定難病）受給者証、または障害福祉サービス受給者証の写し
(カ) 永住帰国者証明書の写し、または自立支度金支給決定書の写し
(キ) ハンセン病療養所の入所を証する書類
(ク) 犯罪・DV 被害者であることの内容を確認できる証明書

10. 2人以上 1人(単身) 特別募集住宅について

2人以上　1人(単身)

注意点

特別募集住宅とは、前入居者において、室内で看取りなく亡くなられたことが確認された住宅です。敷金、家賃は、同一団地、同タイプの住宅と同じです。申込みの際は、その旨をよくご理解の上、お申込みください。

申込みは一世帯につき1住宅のみです。
住宅タイプに応じて、単身でも2人以上でも申込みできる住宅、2人以上が申込みできる住宅、単身（高齢単身者・身体障がい単身者）の方が申込みできる住宅を区分しています。
単身でも2人以上でも申込みできる住宅に単身でお申込みの場合、27ページの単身者世帯の資格を満たしていることが必要です。

27ページへ

単身（高齢単身者・身体障がい単身者）の方が申込みできる住宅にお申込みの場合、26ページの高齢単身者・身体障がい単身者世帯の資格を満たしていることが必要です。

26ページへ

また、一般住宅や別枠募集住宅と重複しての申込みはできません。
なお、抽選優遇制度については、他の募集区分と同様になります。

一般住宅や別枠募集住宅との重複不可

また、入居にあたっては、誓約書（前入居者において、室内で亡くなられた住宅であることの了解及び入居後にこのことを理由に住替えなどの申請や異議を申し立てないこと）を提出していただきます。

メモ欄

11. 申込みについての注意点

⚠ 注意事項

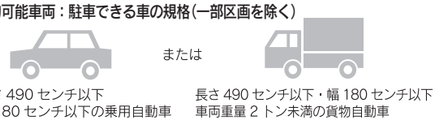
●申込みについて

(1) 申込み後の住宅の変更などは一切できません。
(2) ご不明な点がある場合は、申込み前に事前にお問い合わせください。
(3) **申込み時に提出された書類は、一切お返しできません。**
(4) 申込みにおける**年齢の基準日は、申込締切日です。**
(5) **婚約中の人は、入居契約時までに婚姻を証明する書類（戸籍全部事項証明書もしくは婚姻届受理証明書）**を提出する必要があります。また、仮当選後の資格審査時に婚姻に関する誓約書を書いていただきます。
(6) **離婚手続き中の人は、入居契約時に離婚を証明する書類（戸籍全部事項証明書または離婚届受理証明書）**を提出する必要があります。
(7) 抽選結果の通知を希望される方は、抽選結果通知書に必要事項をご記入のうえ 85 円切手を貼って申込書と一緒にご提出ください。
(8) 入居する部屋などの指定は一切できません。
(9) 仮当選や補欠になっても、申込資格や世帯区分、入居人数などが申込要件を満たさない場合は、仮当選資格や補欠資格が取消となる場合があります。
(10) 外国人の方は、日本の文化や習慣を十分に理解し、共生するためのきめ細やかな支援を実施する観点から、国籍や在留資格を把握させていただきます。

●その他の注意事項

(1) 入居時には、**家賃3ヶ月分の敷金**が必要です。また、**日本語による円滑なやり取りが可能な緊急連絡先の登録**をお願いします。
(2) 住宅内では、福岡市が管理している有料駐車場以外の場所には駐車できません。駐車場がない住宅および駐車場に空き区画のない場合は、各自で住宅外の駐車場の確保をお願いします。

契約可能車両：駐車できる車の規格（一部区画を除く）



長さ 490 センチ以下
幅 180 センチ以下の乗用自動車

長さ 490 センチ以下・幅 180 センチ以下
車両重量 2 トン未満の貨物自動車

(3) 家賃の支払いは、原則として**口座振替**でお願いします。
(4) 家賃は、毎年度、入居者の収入申告に基づき決定します。年度末までに申告（収入申告書の提出）がない場合、4 月以降最高額の家賃となります。
(5) **退去時には、住戸内にある全ての畳の表替え及び襖の貼り替えの費用を負担していただきます。（当公社の仕様によるものとします）**
(6) 修繕状況等により、住宅が変更になることがあります。

⚠ 次のような相談はお断りします

・特別な事情があるので、当選させて欲しい。
・申込資格はないが、事情があるので申込みたい。

失格事項

(1) **募集申込書とインターネット申込の両方で申し込んだ場合**
(2) **1 世帯につき 2件以上申込みをした場合、また、申込者・同居者問わず、同一の氏名を 2 件以上の申込に記入・入力した場合**
(3) **募集申込書やインターネット申込の内容に不備があった場合**
(4) 申込書の記入事項やその他の提出書類にいつわりのあることが判明した場合、または必要書類の提出がない場合
(5) 複数人での申込みが要件となっている住宅で、入居契約時に人数の減少で入居者数が規定に満たない場合
(6) 入居前までに世帯区分の資格要件に該当しなくなった場合
(7) 一般世帯以外の世帯区分で申込み、審査などで世帯区分に該当しないことが判明した場合
(8) 優遇される人の要件に該当しない方が世帯区分による抽選優遇世帯で申し込み、抽選の結果、仮当選や補欠となった場合
(9) 別枠募集の住宅へ、抽選優遇世帯区分で申し込み、抽選の結果、仮当選や補欠となった場合
(10) 資格審査期限までに審査できない場合
(11) 契約期限までに契約できない場合
(12) その他、市営住宅に入居する資格がないことが判明した場合

抽選後の取り扱い

(1) 仮当選者の他に、補欠者を抽選で決定します。補欠者は仮当選者の中から辞退者および失格者が生じた場合に繰上当選となります。繰上当選となった場合は文書で通知します。
(2) 空き家の住宅の紹介は当選順位に従って行いますので、当選してもすぐに入居できるわけではありません。また、当選順位が下位の方は、入居時期が遅くなることがあります。

⚠ 仮当選後の辞退について

抽選の結果、仮当選者となった後に**辞退された場合、これまでの申込回数が０（ゼロ）となり、次回からの申込みは１回目からとなります。**募集住宅一覧表 ☞33～48・51～56ページへ に、エレベーターの有無や住所、築年数などを記載しております。申し込む前に、これらの情報をよくご確認のうえ、申し込んでください。

●よくある辞退理由	●辞退しないために（申し込む前に確認してください）
①場所が不便である。	①募集住宅一覧表の「所在地」を確認してください。
②階段昇降が困難である。	②１階の部屋を申し込むか、エレベーターがある住宅を申し込んでください。
③建物が古い。	③募集住宅一覧表の「竣工年度」を確認してください。
④特別募集住宅の内容をよく理解していなかった。	④特別募集住宅とは、前入居者において、室内で亡くなられた住宅です（28 ページ参照）。このことを十分ご理解のうえ、申し込んでください。

補欠者への住宅斡旋（あっせん）制度について

(1) 募集の申込期間が終了した時点で、申込者数が募集戸数に満たなかった住宅（対象外の住宅があります）について、同じ住宅種別（20 ページに記載）の補欠者は、その住宅の斡旋を希望することができます。 ☞20 ページへ
(2) 申込者数が募集戸数を満たした住宅種別の補欠者に対しては、斡旋できる住宅がありませんので、この制度による斡旋は行いません。
(3) 斡旋を行う補欠者には、抽選会後、補欠通知書と共に住宅斡旋の案内書及び申込書を郵送します。
(4) 申込みできる住戸は１住戸です。申込みが複数ある場合は、抽選により仮当選者を決定します。
(5) **この制度により仮当選者となった場合は、補欠者としての権利が失われます。斡旋の申込みをされるときは、十分ご注意ください。**